

第5章 大気汚染

大気汚染は、工場・事業場などからのばい煙や粉じん、自動車の排気ガス、又はこれらを要因物質として大気中の様々な条件下で生成される物質などによって引き起こされます。

1. 大気汚染に係る環境基準

項目	環境基準	評価	
		短期的評価	長期的評価
二酸化いおう (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	1日平均値につき0.04ppmを超えた日が2日以上連続せず、かつ、1日平均値の上位から2%を除外した最高値が0.04ppm以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。	—	1日平均値の下位から98%目の値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1日平均値につき10ppmを超えた日が2日以上連続せず、かつ1日平均値の上位から2%を除外した最高値が10ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1日平均値につき0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続せず、かつ1日平均値の上位から2%を除外した最高値が0.10mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	—

2. 有害大気汚染物質に係る環境基準

項目	環境基準
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

3. 微小粒子状物質に係る環境基準

項目	環境基準	評価	
		短期的評価	長期的評価
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	—	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ1日平均値の下位から98%目の値が35μg/m ³ 以下であること。

4. 大気汚染測定結果（岐阜県実施）

年 度		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
調査期間		常時監視	常時監視	常時監視	常時監視	常時監視
調査地点		土木プラント (西本郷通4丁目)	土木プラント (西本郷通4丁目)	土木プラント (西本郷通4丁目)	土木プラント (西本郷通4丁目)	土木プラント (西本郷通4丁目)
二酸化 硫黄 (ppm)	1時間値の最高	0.011	0.005	0.004	0.004	0.005
	1日平均値の最高	0.002	0.002	0.001	0.001	0.003
	日平均値0.04ppmを超えた 日が2日以上連続	無	無	無	無	無
	1日平均の2%除外値	0.002	0.002	0.001	0.001	0.003
浮遊粒 子状物 質 (mg/m ³)	1時間値の最高	0.076	0.079	0.144	0.072	0.055
	1日平均値の最高	0.050	0.050	0.081	0.047	0.036
	日平均値0.10mg/m ³ を超え た日が2日以上連続	無	無	無	無	無
	1日平均の2%除外値	0.040	0.036	0.035	0.024	0.025
二酸化 窒素 (ppm)	1日平均値の最高	0.016	0.013	0.011	0.013	0.015
	1日平均値の年間98%値	0.013	0.010	0.010	0.010	0.009
光化学 オキシダ ント(ppm)	昼1時間値の最高	0.113	0.140	0.131	0.130	0.100
	昼1時間値全平均	0.032	0.032	0.031	0.032	0.031
微小粒子 状物質 (PM2.5) (μg/m ³)	1時間値の全平均	8.3	10.1	11.1	10.3	12.1
	1日平均値の最高	23.0	30.6	47.6	27.2	39.1
	1日平均値の年間98%値	19.3	24.0	27.0	20.0	26.1